

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

水と緑と豊かな自然が活きる奥三河活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県、新城市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村

3 地域再生計画の区域

愛知県新城市及び北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村の全域並びに豊田市の区域の一部（旧東加茂郡稲武町）

4 地域再生計画の目標

愛知県新城市及び北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村の全域並びに旧東加茂郡稲武町（現豊田市：平成17年4月1日豊田市に編入）の地域により構成する本計画区域は、愛知県の北東部に位置し、新城市から北設楽郡の中山間地域に広がる「奥三河」の地域であり、一体的で広域的な圏域を形成している。

当地域の面積は、1,052.27 k m²（県土全体の20.4%）、人口は約6万2千人（平成21年11月30日現在：県人口の0.8%）であり、北は長野県、岐阜県に、東は静岡県に接している。

これまで旧合併特例法の下で、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化する有効な手段として、平成17年10月1日に新城市、南設楽郡鳳来町及び同郡作手村が合併して「新城市」に、北設楽郡設楽町及び同郡津具村が合併して「設楽町」に、また、同年11月27日には北設楽郡豊根村及び同郡富山村が合併して「豊根村」となり、合併前の8市町村体制から新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の4市町村体制に再編された。

中心都市である新城市は、都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が当地域の中では最も高く、製造業、卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられるなど産業、商業、文化、教育などの拠点機能が集積している。

また、平成26年に開通が予定されている新東名高速道路の新城インターチェンジ（仮称）の建設により高速交通体系の整備も予定されている。

新城市及び北設楽郡3町村は、農林業の低迷とともに過疎化と高齢化が進行しており、とりわけ北設楽郡3町村は高齢化率が5割に近く、過疎化とともに深刻な状況となっている。

当地域は、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく振興山村及び過疎地域自

立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域に指定され、産業振興、就労、生活、教育、医療、防災など様々な面で都市部との連携を進める必要があるが、公共交通機関が不足することから、道路網の整備が強く望まれるところである。

なお、豊田市旧稲武町の地域は、広域農道奥三河地区の広域営農団地の地域であることから本計画の圏域としたものである。

当地域は、南部には豊川、北部には矢作川、天竜川があり、流域環境に大きな影響を持つ水源地域であるとともに、その約9割を森林が占め、以前は林業の盛んな地域であったが、過疎化や高齢化の進行による林業後継者不足や木材価格の低下等で、この地域の林業は衰退している。

森林は、林産物の供給だけでなく、県土や自然環境の保全、水源の涵養等重要な機能を有することから、再生可能な森林資源を有効に活用する新たなしくみづくりに社会全体で取り組むことが不可欠であり、資源の循環利用、教育や体験活動、さらにはボランティア活動等の視点に立ち、森林とこれに関わる産業・地域が大きく生まれ変わることが必要である。

また、近年の農業を取り巻く情勢も農産物の自由化や価格の低迷、営農者の高齢化や担い手の減少などにより厳しい状況にある。このため、奥三河の中山間地域においては、地域の特性を生かした付加価値の高い営農を目指して、農産物のブランド化、集出荷の合理化、輸送路の整備等を広域的に実施することにより農業振興を図ることが課題となっている。

このような状況も踏まえ、愛知県では、森林、農地、河川が有する多面的機能を維持し、将来にわたり、安全で良質な食料等を確保するために、全ての県民が同じ県土で暮らす「生活者」として農林水産業と関わり、県民、食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体並びに県が相互に協働・連携して取り組んでいくことが必要であるといった観点から、将来にわたり安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、その適切な消費と利用が行われること、森林等が有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な生活環境が確保されることを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を平成16年4月に施行し、平成17年2月にその計画的な推進を図るために「食と緑の基本計画」を策定して、先導的な取り組みを実施している。

また、近年の環境問題への関心の高まりを背景に、地球温暖化防止や水源の涵養など森林が有する多様な公益的機能に対する期待の高まりから、平成21年4月に「あいち森と緑づくり税」を導入し、この税を活用した間伐実施などの森林整備や里山林の保全など「あいち森と緑づくり事業」を実施しており、当地域でもこれを契機に、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化、木材産業の発展と利用拡大などに取り組むことを目指して、共同の取組として「森づくり基本条例」を制定したところである。

人口減少・高齢化がさらに進むと、保健・医療、介護の問題はもとより健全な地域社会の維持そのものが困難になることから、今後、医療機関へのアクセス改善や消防・救急などの緊急時の対応を含めた、安心して暮らせるための生活環境の一層の整備・充実をはじめ、農業や林業等の既存産業の活性化や新たな産業展開につながる生産基盤の整備を進め、積極的に定住人口の確保を図っていくことが当地域における重要な課題となっている。

豊かな自然の恵みに包まれ、のどかな農山村地域が形成されていて、古くから花祭をはじめとする民俗芸能が継承されているなど、文化・経済の交流の歴史が随所に刻み込まれており、都市住民に安らぎと文化を感じさせる地域となっていることから、これらの地域資源を有効に活用することにより、観光の振興と交流人口の拡大による地域の活性化を図っていくことが必要である。

当地域では、平成17年度に作成した地域再生計画（旧計画）により道整備交付金を活用し、一体的に市町村道、広域農道及び林道を整備し、また、恵まれた自然環境等も活用しながら、同様に地域の活性化に取り組んできた。

旧計画に基づく事業の実施により、その成果は着実に上がっているものの、依然として、地域の交通条件や農業、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。そのため引き続き地域内交通ネットワークを整備して、交通のアクセスを改善し、農業・林業の振興を図り、併せて、観光の振興と都市住民との交流を図る必要がある。

このように旧計画の成果も踏まえつつ、地域の特性を活かし、更なる地域の課題の克服のために、道整備交付金を活用しながら市町村道、広域農道、林道の一体的整備を行うことにより、国道、県道との連携による地域内交通ネットワークの整備・充実を図り、また、併せて広域農道奥三河地区の沿線で「もみじ・ななかまどロード」の整備、間伐の促進、三河材の利用促進を図るなど関連事業を組み合わせることで実施することにより、地域特性を踏まえた農業、林業を振興するとともに、伝統芸能をはじめとする文化や豊かな自然など地域の多様な資源を活用しながら、都市住民に対する観光・レクリエーション機能を強化するなど、交流による地域の活性化を図るため「水と緑と豊かな自然が活きる奥三河活性化計画」を作成し、その実現をめざす。

目標1 上下流一体による森林整備と三河材利用の促進

○当地域内における森林整備の促進

(間伐面積の平成20年度実施面積2,380haを、今後5年間で年3,400haの水準に引き上げる。)

〈現況 2,380ha/年(H20)⇒目標 3,400ha/年(今後5年間で)〉

○三河材（地元材）利用の促進

(平成21年8月策定の「水源の森地元材利用推進指針」により、当地域内

産材の公共施設等への一層の利用促進を図る。)

(高性能林業機械を活用した木材生産システムの普及定着により、木材生産コストを軽減させ、生産の効率化と利用の促進を図る。)

《素材生産量 現況 46,000m³/年(食と緑の基本計画H20目標数値)⇒目標 50,000m³/年(今後5年間で)》

目標2 地域内道路交通網の整備によるアクセス改善

○広域農道の整備による農林産物の輸送効率の向上

(既存の国道、県道利用に比べ、輸送時間が5分短縮。)

《設楽町西納庫字湯谷(国道257号)～設楽町西納庫字駒ヶ原
現況 27分⇒目標 22分(5分の短縮)》

○市町村道の整備による東三河北部医療圏における地域医療支援病院

(新城市民病院等)や新城市消防防災センター等へのアクセスの改善
(所要時間を最大で15分短縮)

《設楽町八橋～新城市民病院(最大) 現況 60分(最大)⇒目標
45分(最大で15分短縮)》

目標3 観光拠点への観光客の入込促進

○観光レクリエーション施設利用者の増加

(「桜淵公園」「県民の森」「茶臼山高原」等、地域内の主要施設の利用者数(平成20年度、年間370万人台)の拡大を目指す。)

《現況 370万人/年(H20)⇒目標 410万人/年(H26)》

目標4 生活環境基盤の整備による定住条件の強化

○人口減少の抑制

(平成27年度人口減少率推計4.5%をそれ以下に抑制する。)

《現況 61,614人(H21.11)⇒目標 H27人口減少率を4.5%以下に抑制》

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

当地域の広域的な交流・連携の向上につながる新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備の促進に伴い、地域の内外の交通ネットワークの形成を目指す「東三河1時間交通圏」の形成を目指すことを基本として、これら高速道路、国道や県道と一体となって地域の交通条件を高める基幹的な市町村道の整備を図り、当地域の林業、木材産業の振興を図る林道整備と豊田・名古屋地域を結び林産物や農

産物の都市への流通や都市との交流人口の拡大を図る広域農道奥三河地区の整備を進める。

新城市道をはじめとする市町村道を整備することにより、今後の高速道路と各市町村との連携を高め、この地域の中心都市である新城市と周辺地域との交通アクセスを改善し、主要施設や医療機関への時間短縮など生活環境の向上を図る。

中山間地域においては、輸入材の増加や木材価格の低迷、労務者の高齢化・担い手の減少などから、林業経営についても厳しい状況が続いており、地域の重要な基幹産業である林業の振興と活性化、林業生産、山村の生活基盤である農林道網整備を計画的に推進する必要がある。そのため、新城市及び北設楽郡各町村において林道を整備することにより、森林の整備・木材の搬出を容易にし、地域内の木材市場等へのアクセス短縮、林業、木材産業等の振興や森林整備を推進する。

また、北部の北設楽郡内においては、主に名古屋・豊田方面に向けてトマト、花卉（シクラメン）、肉用若鶏などを生産しているが、急峻な地形のため農道の整備が遅れており、農産物の効率的な輸送に支障が生じている。そこで、広域農道奥三河地区の整備により、北設楽郡内で整備する林道の機能を一層高め、奥三河地域と豊田・名古屋方面に向けた林産物・農産物の流通拡大を図るとともに、当地域の自然環境や観光レクリエーション施設を活用した都市部との交流人口の拡大を進める。

このような当地域の特性を生かした活性化を進めるため、道整備交付金を活用し、市町村道(各市町村の認定路線)、広域農道及び森林計画に盛り込まれた林道の整備を一体的に行うことにより、既存の国道、県道やその他の道路との広域交通ネットワークの整備・充実を促進し、交通アクセスの改善と農林業の振興を図り、併せて、これらの広域交通ネットワークの整備と一体的となって観光の振興や都市住民との交流の促進を図る。

また、関連事業として、この広域交通ネットワークの機能を高めるために、広域農道沿線において“もみじ”“ななかまど”を植樹する「もみじ・ななかまどロード」を整備し、この地域のイメージ向上や景観形成を図るとともに、三河材の利用を促進するため、新たな木材生産システムの普及や主要施設等への一層の利用の推進を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 道整備交付金を活用する事業【A3001】

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

市町村道（新城市、設楽町、東栄町）

愛知県、新城市、設楽町
広域農道（豊田市、設楽町）
愛知県
林道（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）
愛知県、設楽町、東栄町、豊根村

[事業期間]

市町村道・広域農道・林道 平成22年度～26年度

[整備量及び事業費]

市町村道 8,487m、広域農道 7,203m、林道 29,336m

総事業費

総事業費	9,652,890千円	（うち交付金	4,804,045千円）
（内訳）市町村道	4,071,000千円	（うち交付金	2,035,500千円）
広域農道	3,200,000千円	（うち交付金	1,600,000千円）
林道	2,381,890千円	（うち交付金	1,168,545千円）

5-3 その他の事業

(1) 「もみじ・ななかまどロード」の整備

（主体：名倉地区営農推進協議会）

農業振興や農村集落の生活環境向上を図るため、名倉地区営農推進協議会では「ゆたかな地域社会づくり」を推進しており、その活動の一つとして、広域農道を活用した「もみじ・ななかまどロード」を計画している。本計画は、広域農道沿線に“もみじ”“ななかまど”を植樹するものであるが、植樹に際しては、県内から広く参加者を募ることにより他地域との交流促進を図っている。

(2) 三河材の利用促進

（主体：新城市、設楽町、東栄町、豊根村、各森林組合）

三河材の利用促進を図るため、公共事業（公共施設の木造化、治山、林道事業等）、民間活力により積極的に木材を使用する。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に関する評価に関する事項

県関係部局及び構成市町村の関係部局により構成する評価チームを設置し、毎年

度、計画の事業の進捗状況を確認するとともに、計画終了後に必要な調査を行い、その状況を把握し、達成状況の評価、改善する事項の検討を行う。その結果については、報告書を作成し、公表するものとする。

8 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
該当なし